

別 紙

答申第104号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が、「島根県婦人相談センターが、平成○年○月○日に『配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書』を作成した際、それに伴って作成された暴力内容を記載した資料」について、その存否を明らかにしないで公開を拒否した非公開決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成27年10月28日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件請求の内容は、「島根県婦人相談センターが、平成○年○月○日に『配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書』を作成した際、それに伴って作成された暴力内容を記載した資料」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、行政文書があるかないかを回答することで、条例第7条第2号（個人情報）及び第6号（事務・事業情報）の非公開に該当する情報を公開することとなるため、条例第10条に該当し、公開請求に係る公文書の存否を回答することはできないとして、平成27年11月6日付けで非公開決定を行った。
- (4) 異議申立人は、この決定を不服として平成27年12月15日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成28年1月4日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

該当文書非公開の決定取消と同文書の公開を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第10条該当性について

請求対象の前提となる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（以下「証明書」という。）の存否は、私の配偶者も証明書を受領したことを離婚裁判で認めている。また、すでに公開された公文書には、相談を受けた際に相談記録票を記入し、その相談記録票を元に証明書を発行することが記載されている。

よって、証明書が存在していることは明らかなことから、相談記録票を含む公開請求対象も存在していることは間違いない。

イ 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は公文書公開で個人情報を非公開とする内容だが、ただし書きに該当する場合は、公開することとなっている。

(ア) ただし書きアについて

公開請求対象には公開請求者を含めた個人情報として、私の配偶者や子どもたちの氏名等を記載する欄があり、この情報は離婚訴訟において公にされている情報であり、島根県女性相談センターで公文書が作成されたことは明らかであることからただし書きアに該当する。

(イ) ただし書きイについて

該当文書により、子ども達の知らないうちに転居転校となり、かつ、児童手当が証明書を受領した者に支給されている。もし、相談時に申告した暴力内容が虚偽であれば、子ども達の生活が不当に脅かされ、児童手当という財産が詐欺により本来支給されるべき者に支給されなくなっている。子ども達の生命、健康、生活、そして、財産を保護するために、公開することが必要であり、ただし書きイに該当する。

(ウ) ただし書きウについて

女性相談員の氏名はただし書きウに該当し非公開情報にならない。

ウ 条例第7条第6号該当性について

(ア) 「著しい支障が生ずるおそれがある」とは、法的蓋然性と確実性を必要とするのに対し、今回は両方とも当てはまらず、これを理由とした非公開決定は不法不当である。

(イ) 同号の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるとされている。島根県女性相談センターで女性が暴力被害を受けたと相談し証明書を受領することは、別に公開請求をして公開された公文書から一般的に知られていることであり、請求対象の公文書が公開されても新たに判明する事実はなく、センターの事業に支障を及ぼすおそれはない。

エ その他の主張

(ア) 一般市民に対して「〇〇という行為はDV(※)です。」と気付きを与えることがDVを減らすことにつながると考えられるため公開が必要である。

(イ) 女性相談センター所長がどのような行為内容を「配偶者の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)で規定された暴力内容と判断しているのかを確認することは、県政に対する理解と信頼を深め、県政に対する積極的な参加を促し、開かれた県政をさらに推進することを目的とする条例に沿うものである。島根県がその諸活動の状況を説明することを県の責務としていることから、情報公開制度はこのような県の説明責任を全うするための重要な制度であり、いたずらに非公開範囲を広げることは県自ら定めた責務を放棄することになる。

(ウ) 証明書が、暴力があったことを証明するものではないことは承知している。ここでの私の主張は、相談者の申告内容が虚偽ではないかということである。離婚裁判ではDV防止法に規定する暴力の主張はなかったし、相談者が受けたと主張する精神的暴力と金銭的暴力は暴力ではないと司法が判断している。このように判断が正反対であることから、女性相談センターに相談した内容が虚偽であるのは明白である。

(エ) 私こそがDV被害者である。なのに、なぜDV加害者として扱われなければならないのか、全く納得がいかない。

(※) ドメスティック・バイオレンスの略

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び意見陳述による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 条例第10条該当性について

証明書及び開示請求のあった存否情報は、特定の個人が配偶者からの暴力を受けたとして女性相談センターに相談し又は保護されたか否かという事実に関する情報であり、その存否を回答するだけで、非公開情報を公開することになる。

(2) 条例第7条第2号該当性について

本件存否情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、公開対象から除かれる。

(3) 条例第7条第6号該当性について

相談に関する情報を公開することは、秘密の保持に十分配慮すべきと定めているDV防止法第23条第1項の規定を踏まえ、センターが行っている支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。具体的には、情報を公開することで、相談者からの女性相談センターへの信頼を損ない、今後相談することを躊躇させることが予見される。

また、このような情報を公開することは、一般的に被害者の所在が推測される結果となり、これらの者の安全確保を第一に優先すべき女性相談センターの業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(4) DV防止法に基づき発行する証明書については、あくまで相談受理や一時保護の事実を証明しているものであり、暴力があったことを証明するものではない。(DVの)事実があったか無かったかということの調査はしない。

(5) 被害者の安全確保のため、被害者の相談の有無や保護しているか否か等について、外部から問い合わせ等があったとしても一切回答しないということで業務を行っている。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件請求内容について

本件請求内容は、「島根県婦人相談センターが、平成〇年〇月〇日に『配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書』を作成した際、それに伴って作成された暴力内容を記載した資料」である。

本件対象公文書が仮に存在した場合には、請求内容に記載されている証明書とは、

実施機関の説明によると、特定の個人が配偶者から暴力を受けたとして女性相談センターに相談し又は保護されたか否かという事実に関する情報が記録されているものである。

また、異議申立人の意見陳述等での主張内容から、異議申立人は、自分の配偶者に関する資料を請求しているものと考えられる。

(3) 女性相談センターの業務について

女性相談センターは、売春防止法第34条第1項に基づく婦人相談所であると同時に、DV防止法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターとしての機能も有しており、DV防止法に基づくDV被害者からの相談対応やカウンセリング、被害者の緊急時においては、安全確保を図るために一時保護を行うなどDV被害者に対する支援業務を行っている。これらの支援を行うに当たっては、DV防止法第23条第1項で「配偶者の暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者……は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。」と規定されているため、相談者等の安全確保及び秘密保持を最優先に支援を行っている。そのため、相談の有無についてや保護しているかについて、外部から問い合わせ等があったとしても一切回答しないということで業務が行われている。

また、センターで行っているDV相談対応や一時保護等の支援業務では、その業務の性質上、相談者の夫婦間の問題や家庭状況など、通常は他人に知られたくないような情報（センシティブな情報）を扱っている。

(4) 実施機関の処分の妥当性について

ア 条例第10条について

条例第10条では、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否をすることができ

る。」と規定している。これは、特定個人の病歴のような個人に関する情報等、公開請求対象の公文書が存在するか否かが明らかになることにより、本来非公開として保護すべき利益が害される場合をいう。この規定を適用して公開請求を拒否することができるときは、仮に公文書が存在する場合においても、非公開情報に該当して非公開となる時のみである。また、このような拒否をすることとなる類型の公文書については、実際に公文書が存在するか否かを問わず、常に請求を拒否すべきものである。

実施機関は、公開請求のあった公文書の存否を回答するだけで、条例第7条第2号及び第6号の非公開情報を公開することになるので、その存否を回答することはできないと主張している。よって、本件対象公文書が仮に存在した場合の非公開情報該当性について検討する。

イ 条例第7条第2号該当性について

本号は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものは非公開情報に該当すると規定している。

本件対象公文書は、実施機関の説明から、一般的には、特定の個人が配偶者から暴力を受けたとして女性相談センターに相談し又は保護されたか否かという事実

関する情報が記録されていると考えられる。このような情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報である。

また、相談内容は配偶者からの暴力に関する内容の相談であり、その相談内容やDV法に基づいて保護されたか否かという情報は、通常は、他人には知られたくない情報（センシティブな情報）である。仮に、本件対象公文書の個人の氏名や住所等の個人識別情報を非公開とし個人識別性をなくしたとしても、このようなセンシティブな情報を公開することは特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

以上より、本件対象公文書に記載されている情報は、条例第7条第2号本文の個人情報に該当する。

異議申立人は、本件情報が条例第7条第2号ただし書きアからウの規定に該当し、非公開となる個人情報には該当しないと主張しているので、ただし書き該当性について検討する。

(ア) ただし書きア該当性について

ただし書きアは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は非公開となる個人情報から除かれると規定されている。法令等により何人でも閲覧等することができると定められている情報が該当し、閲覧等を利害関係人に限って認めているものは含まれないと解される。

異議申立人は、証明書を受領したことを配偶者自身が認めており、離婚訴訟等において公にされた情報であるからただし書きアに該当すると主張している。

しかし、実施機関は、相談者の安全確保のため、相談の有無についてや保護しているかについて、外部から問い合わせ等があったとしても一切回答しないということで業務を行っていることから、異議申立人の主張は認められず、ただし書きアには該当しない。

(イ) ただし書きイ該当性について

ただし書きイは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため例外的に公益上の見地から公開が義務づけられているもので、公開する利益とそれによって受ける不利益を比較衡量して前者が後者を上回ると判断されるときに公開するものである。

異議申立人は、子どもたちの生命等を保護するために公開することが必要であると主張するが、その主張内容からは具体的な必要性は認められず、公開する利益が公開されることによる不利益を上回るとまでは言えない。

よって、本件情報はただし書きイには該当しない。

(ウ) ただし書きウ該当性について

ただし書きウは、公務員等の職、氏名や当該職務遂行の内容に係る部分は公開される旨を規定している。

異議申立人は、女性相談員の氏名はただし書きウに該当し非公開情報にならないと主張している。公務員の職務遂行に関する情報の公開・非公開の判断は条例第7条第6号で判断すべきであるため後で検討する。

(エ) 本人からの公開請求の取扱いについて

異議申立人は、自分や自分の配偶者や子供の氏名等の情報（自分の個人情報）

が対象公文書には含まれていると主張している。これは、非公開情報である個人情報本人が公開請求をする際には、当該個人情報を本人に公開しても権利利益を侵害することはないから公開するべきであるという趣旨であると考えられる。

本条例は、何人に対しても、公文書の公開を請求する権利を認めるものであるから、請求者のいかなる問わず公開するかどうかの判断を行うものである。個人に関する情報について当該本人が公開請求をした場合であっても、当該個人以外の者からなされた公開請求と同様に扱うものであり、当該情報が条例第7条第2号本文に該当する限り非公開となるものである。

よって、異議申立人の前述の主張を認めることはできない。

なお、自己情報の開示を求める権利については、島根県個人情報保護条例で認められているため、同条例に基づく個人情報開示請求によって自己情報の開示を求めることとなる。

ウ 条例第7条第6号について

本号は、県等が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる情報について非公開とする規定である。

同種の事務・事業が将来も反復して行われる性質のものについては、当該事務・事業の実施後であってもこれらに関する情報を公開することにより、将来の同種の事務・事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれが認められる場合には、事務・事業情報に該当する。

「適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な遂行に生ずるおそれがある支障が看過しえない程度のものをいう。また、「著しい支障」とあるように、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求される。

エ 条例第7条第6号該当性について

女性相談センターの支援業務は、その性質を考えると、将来も同種の業務が行われるものであり、今回請求のあったような内容を公開してしまうと、相談者からの女性相談センターへの信頼を損ない、今後相談することを躊躇させることが予想され、将来の同種の事務・事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

このような情報を公開することは、一般的に相談者等の所在が推測される結果となり、相談者等の安全確保を第一に優先すべきと規定している DV 防止法の趣旨から、女性相談センターの業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、実施機関の主張する支障は、実質的なものであると認められ、DV 防止法の趣旨から法的保護に値する蓋然性があるといえる。

以上より、本件情報は条例第7条第6号に該当する。

オ 存否応答拒否の適否について

先に検討したとおり、本件対象公文書が仮に存在するとした場合、条例第7条第2号及び第6号の非公開情報に該当すると認められる。

そして、本件公開請求のあった存否情報は、特定の個人が配偶者からの暴力を受けたとして女性相談センターに相談し又は保護されたか否かという事実に関する情

報であり、その存否を回答するだけで、非公開情報を回答することになる。したがって、実施機関が行った存否応答拒否は妥当である。

(5) 異議申立人のその他の主張について

なお、異議申立人は先に判断した主張以外にも主張をしているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第124号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年 1月 4日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年 1月29日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年 3月14日	異議申立人の意見書を受理
平成28年 7月21日 (審査会第1回目)	審議
平成28年 8月25日 (審査会第2回目)	審議
平成28年 9月15日 (審査会第3回目)	異議申立人から意見聴取、審議
平成28年10月20日 (審査会第4回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成28年11月24日 (審査会第5回目)	審議
平成28年12月22日 (審査会第6回目)	審議
平成29年 1月27日 (審査会第7回目)	審議
平成29年 2月23日 (審査会第8回目)	審議
平成29年 3月23日 (審査会第9回目)	審議
平成29年 5月29日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	島根県立大学短期大学部教授	
丸山 創	弁護士	H28.10.2 まで
和久本 光	弁護士	H28.10.3 から
横地 正枝	行政書士	